

## 半田中学校いじめ防止等のための基本的な方針

平成30年3月  
つるぎ町立半田中学校

### 1 はじめに

いじめは、「人として決して許されない行為」であり、いじめを生まないための日常的な取組が学校には求められる。

また、いじめは、学校における人間関係から生じるものであり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に危険を生じさせる恐れがある深刻な人権問題である。

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである」という認識に立ち、「自分の学校・学級にもいじめがあるのではないか」との問題意識をもって臨むとともにその解決に当たっては、早期に発見し、慎重な対応によって抜本的な解決に全力を傾注する必要がある。

「半田中学校いじめ防止等のための基本的な方針」は、生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、町教育委員会・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法第13条の規程に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定する。

### 2 いじめの定義

この基本方針において、

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、無視をされる
- 意図的にぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談すべきものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報すべきものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、警察に相談・通報して、警察と連携した対応をとる。

### 3 いじめ防止等の対策に関する基本理念

- ① 教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」との理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ② いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- ③ ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ④ 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ⑤ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ⑥ いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

### 4 いじめ防止等の対策のための組織

#### （1）いじめ防止対策委員会

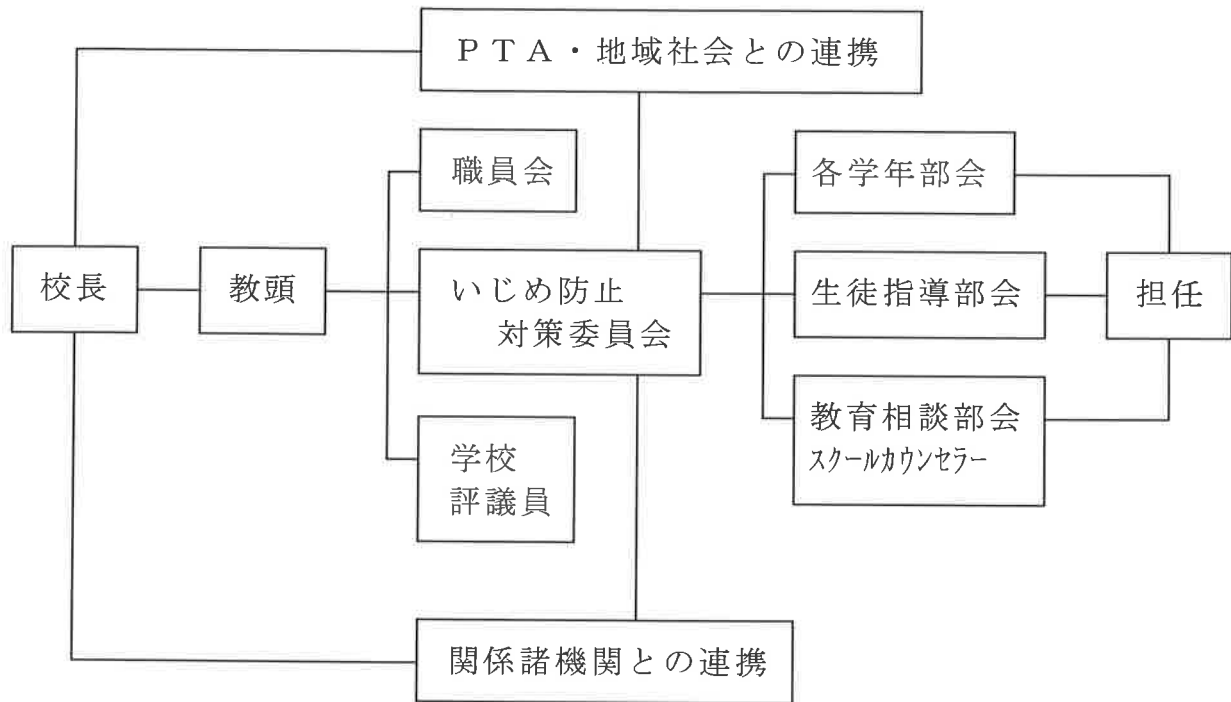
いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を置く。「いじめ防止対策委員会」の構成員は、校長・教頭・学年主任・生徒指導主事・教育相談担当教員・養護教諭・学級担任・教科担任・部活動指導者とする。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、スクールカウンセラー・副担任等・生徒と関わりのある教職員、生徒が相談しやすい教職員等の参加した、いじめ防止等の対策のための組織とする。

#### （2）具体的な取組

- ① 「いじめ防止対策委員会」を定期的開催する。なお、緊急に必要なときは、緊急に開催する。
- ② 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ③ いじめの相談・通報の窓口になる。
- ④ 関係機関、専門機関との連携をとる。
- ⑤ いじめの疑いに係る情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録をし、共有を図る。
- ⑥ 緊急会議を開いて、いじめの疑いに関わる情報を得るために、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等の対応方針を決定する。

- ⑦ 重大事態が疑われる事案が発生したときに，その原因がいじめにあるかどうかの判定をする。
- ⑧ 重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査をする。
- ⑨ 当該重大事態を踏まえた，同種の事態の発生防止のための取組を推進する。

(3) 校内指導体制



5 教育相談体制

- ① 教員と生徒及び保護者，さらには生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- ② 生徒の個人情報に配慮するとともに，教員に相談すれば，秘密の厳守はもとより，教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- ③ 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど，生徒はもとより，保護者も気軽に相談できる体制を整備し，保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
- ④ 相談の内容によっては指導を継続し，必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- ⑤ 生徒や保護者に対して，広く教育相談が利用されるよう，学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

6 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

いじめは，どの子どもにも，どの学校でも起こりうることを踏まえ，根本的ないじめの問題克服のためには，全ての生徒を対象とした，いじめの未然防止の観点が必要である。全ての生徒を，いじめに向かわせることな

く、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

## (2) いじめの未然防止のための取組

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ 全ての生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ⑤ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑥ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。また自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ⑦ 学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ⑧ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを生徒に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。また、県がネットパトロールを実施していること、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。
- ⑨ 生徒会活動などにおいて、生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。
- ⑩ 生徒の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑪ 教職員の言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑫ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ⑬ 生徒が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑭ 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、生徒の行動や交友関係を把握し適切

に対応する。

- ⑮ 学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し、学期の始期、入学式等で生徒や保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ⑯ 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ⑰ P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

### (3) いじめをなくすためのチェックポイント

- ① 孤立をしているときなどに、出しているサインを見逃していないか。  
→ 生活記録や日記の活用など
- ② 交友関係やその変化をきちんと捉えられているか。  
→ 観察・調査など
- ③ 気にかかる生徒に声をかけるなど、接触に努めているか。  
→ チャンス相談など
- ④ 生徒が相談しやすい雰囲気づくりに努めているか。  
→ 給食時間の活用など
- ⑤ いじめや悪質ないたづらを「よくあることだ」と見逃していないか。  
→ 学級活動など
- ⑥ 教室の実態をよく観察しているか。  
→ 掃除の様子、アンケートなど
- ⑦ 生徒の校内外の生活点検に努めているか。  
→ 生活記録やゲス・フー・テストなど
- ⑧ 教育相談、実態調査などが効果的に行われているか。  
→ 個人資料の整理など
- ⑨ 家庭との連絡に欠落はないか。  
→ 学年通信、マチコミメールなど
- ⑩ 地域との連絡に欠落はないか。  
→ ホームページ、広報・啓発活動など
- ⑪ 生徒・家庭・地域との信頼関係は築かれているか。  
→ 全校一致の協力体制、共通理解など

## 6 いじめの早期発見

### (1) 基本的な考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目のとどきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

## (2) いじめを早期に発見するための取組

- ① 各学期の始業式及び入学式等において、全ての生徒や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている生徒を全力で守り抜くことを明らかにし、生徒等が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をするよう働きかける。
- ② 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ③ 年度当初に計画を立てた定期的なアンケート調査や、定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。いじめの認知については、いじめ防止対策委員会において組織的に判断する。
- ④ いじめの把握にあたっては、教育相談担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等との連携に努める。特に、けんかやふざけ合い、けが等にも留意し、背景にいじめがないかを確認する。
- ⑤ 生徒に絶えず声かけを行い、生徒が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気づいたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- ⑥ 生徒が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- ⑦ いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて、事実関係を正確に調査する。
- ⑧ 教員と生徒及び保護者、さらには、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- ⑨ 生徒の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- ⑩ 生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ⑪ 相談担当窓口や相談室等の利用について広く周知する。

## (3) いじめ発見のための観察ポイント

徳島県教育委員会からのリーフレット「こどもたちを“いじめ”から守りぬくために」の中の「いじめ発見のための観察ポイント（教員用）」などを活用する。

## 7 いじめへの対処

### (1) 情報を集める

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴う場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)
- ② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③ 発見・通報を受けた場合は、いじめ防止対策委員会において、速やか

に關係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。

- ④ いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ⑤ 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ⑥ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

## (2) 指導・支援体制を組む

- ① 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。学級担任、養護教諭、生徒指導主事、管理職などで役割を分担する。保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。
  - \* いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
  - \* その保護者への対応
  - \* 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等
- ② ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。
- ③ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ④ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」により適切に対応する。

## (3) 子どもの指導・支援を行う

### 《いじめられた生徒・保護者に対して》

- ① いじめられた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ② いじめられた生徒にとって、信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い、支える体制をつくる。
- ③ いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ④ 複数教員による家庭訪問を行う。
- ⑤ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑥ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑦ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
- ⑧ 特に配慮が必要な生徒の指導については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

### 《いじめた生徒・保護者に対して》

- ① いじめた生徒への指導に当たっては、毅然とした対応と粘り強い指導

を通じて、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させ、反省させる。

- ② 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導をしたり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ③ いじめる生徒に指導を行っても、十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ④ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ⑤ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで、的確に発散できる力を育む。
- ⑥ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

#### 《周りにいる生徒に対して》

- ① 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ② いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ③ はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ④ 生徒自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

#### （４）教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合は、学校長を中心として組織的に対応するとともに、いじめられた生徒を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する等、市町村教育委員会と適切な連携を図る。（重大事態と判断される事案については、P 9・9の通りとする。）
- ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

#### （５）関係機関への相談・通報

- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求め



る。

#### (6) いじめの解消状態

少なくとも、次の二項目が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

- ① 少なくとも3か月間を目安とする。学校いじめ対策組織において、より長期な期間を設定できる。
- ② いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。

### 8 校内研修

校内研修（事例研究やロールプレイ）の計画を作成し、年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

### 9 重大事態対応の流れ

#### (1) 重大事態の発生

- ① 重大事態が発生した場合は、直ちにつるぎ町教育委員会に報告する。  
重大事態とは、次のような事態である。
  - \* いじめにより、生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じたあると認める場合（生徒が自殺を企画した場合等）
  - \* いじめにより、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合（年間30日を目安にし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する）
  - \* 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、つるぎ町教育委員会に報告し、連携して対処する。
- ② 学校から、つるぎ町教育委員会を経由して、つるぎ町長等に報告する。

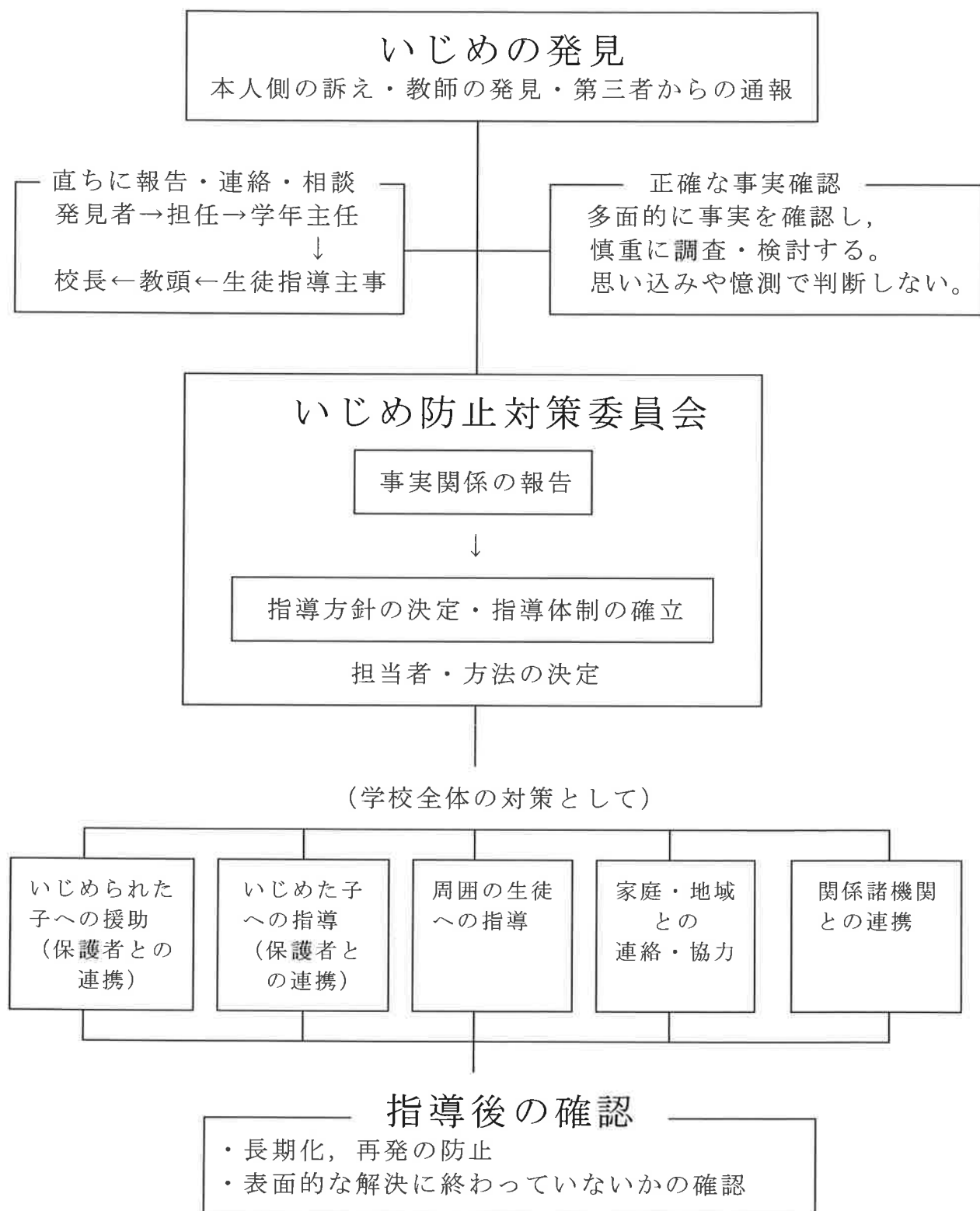
#### (2) つるぎ町教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する

- ① 学校が調査主体の場合  
重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」（別表）に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。
- ② つるぎ町教育委員会が調査主体の場合  
つるぎ町教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

### 10 取組の評価

- ① いじめ問題への取組等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- ② P D C Aサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- ③ 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

※ いじめに対する具体的対応の流れ



## 1.1 年間計画（いじめ防止プログラム）

- 年間目標
- ・教職員の研修を通して、いじめについての共通理解，生徒の状況等の情報共有や組織として取り組む体制づくりを図る。
  - ・児童生徒の心の変化をいち早く捉え，いじめの早期発見・早期対応に努め，人間関係の修復・改善を図る。

	内 容	対象者	担 当
4月	学校基本方針の説明 指導体制や指導計画の公表・周知 家庭訪問 修学旅行 生活アンケート	教職員 教職員・保護者 生徒・保護者 生徒（3年生） 生徒（全学年）	生徒指導主事 ＼ 担任 3年主任 生徒指導主事
5月	P T A 総会 校内研修（いじめ） 携帯電話安全教室 ゴミ0活動	保護者 教職員 生徒（全学年） 生徒（全学年）	教頭 生徒指導主事 ＼ 環境主任
6月	郡総体	生徒（全学年）	部活動顧問
7月	生活アンケート 宿泊学習 職場体験学習 教育相談	生徒 生徒（1年生） 生徒（2年生） 生徒・保護者	生徒指導主事 1年主任 2年主任 担任
8月	校内研修（問題行動の共通理解） 美馬地区陸上競技大会	教職員 生徒	生徒指導主事 体育主任
9月	文化祭	生徒（全学年）	生徒会担当
10月	運動会 ふれあい体験学習 美馬地区新人大会	生徒・保護者 生徒（3年生） 生徒（1・2年生）	体育主任 養護教諭 部活動顧問
11月	学校地域合同防災訓練	生徒・保護者・教職員	教頭・2年団
12月	生活アンケート 人権問題意見発表会 教育相談	生徒（全学年） 生徒・保護者・教職員 生徒・保護者	生徒指導主事 人権教育主事 担任
1月	新年の抱負 学校評価（自己評価）	生徒（全学年） 教職員	担任 教頭
2月	学校評価（学校関係者評価） 生活アンケート	学校運営協議会委員 生徒（全学年）	教頭 生徒指導主事
3月	卒業式	生徒・保護者・教職員	教頭